

魚津市クーリングシェルターの募集について

1. 趣旨

魚津市では、熱中症対策として極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用を促進するため、熱中症特別警戒アラート発表時に解放することが可能な魚津市内の民間施設「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」を募集します。

2. 実施内容

クーリングシェルターは、市民の休息場所として、主に次の内容を実施します。

- (1) 各施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターマーク」の表示
- (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所等への案内（利用者から問合せがあった場合）
- (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので構いません。）

3. 応募要件

応募できる施設は、次の要件をすべて満たす市内所在の施設とします

- (1) 冷房施設があり、これを適切に管理できる施設
- (2) 市民等、誰もが利用できる場所を開放することができ、その開放部分の様子を常時確認できる職員（スタッフ）がいる施設
- (3) 概ね5人以上の利用者が一度に休息できる椅子、ソファ等がある施設

4. 施設運用期間等

クーリングシェルターの運用期間は、指定の日から令和6年10月23日(水)までとし、令和7年度以降は、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5. 応募方法

別紙「魚津市クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メール等で、魚津市」生活環境課 (seikatsukankyo@city.uozu.lg.jp) へ送付してください。

6. 応募後の流れ

- (1) 応募内容の審査、施設管理者との協議
- (2) 協定の締結、クーリングシェルターの指定

- (3) クーリングシェルター指定施設情報の公表（魚津市ホームページ）
- (4) クーリングシェルターの運用開始

7. 情報の提供

熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、市から必要な情報を提供しますので、必要な準備を行っていただき、施設開放の実施をお願いします。

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認めるときは、クーリングシェルターの指定を行わない場合や取り消す場合があります。

